

平成28年度滋賀県計画に関する 事後評価

令和6年11月
滋賀県

3. 事業の実施状況

平成 28 年度滋賀県計画に規定した事業について、令和 5 年度終了時における事業の実施状況を記載

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【NO.3】 病床機能分化促進事業	【総事業費】 50,761 千円
事業の対象となる区域	大津区域、湖南区域、甲賀区域、東近江区域、湖東区域、湖北区域、湖西区域	
事業の実施主体	滋賀県内病院等	
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」を図る。	
	2025 年における医療需要に対する必要病床数の確保	
事業の内容（当初計画）	<ul style="list-style-type: none"> ・病床の機能の分化および連携の推進を行うために必要な施設・設備の整備に関する事業に要する経費を一部助成する。 ・地域で必要とされる医療サービスの提供体制を充実させるため、病院・診療所・歯科診療所等に対し設備整備を行い、さらなる地域医療の推進及び強化を図る。 	
アウトプット指標（当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> ・回復期病床整備病院数：5 病院 ・新たに在宅医療を実施しようとする在宅療養支援診療所への整備箇所数 4 か所 訪問看護ステーションへの整備箇所数 4 か所 ・在宅療養支援歯科診療所数 45 か所 	
アウトプット指標（達成値）	新たな在宅療養支援診療所等への整備箇所数：8 か所 在宅医療等を拡充しようとする診療所への整備箇所数：14 か所 訪問看護ステーションへの整備箇所数：6 か所	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 在宅療養支援診療所数：172 か所（R6. 4） 訪問看護利用者数 R4 年度：17,220 人 → R5 年度：18,534 人	
	（1）事業の有効性 入院から在宅療養への移行を推進するための機器整備事業や、回復期病床の整備による病床の機能分化、連携を推進すること	

	ができた。 (2) 事業の効率性 一定の共通認識のもとで施設・設備整備を行い、事務の効率化が図られた。
その他	